

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和6年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたこと等を考慮し、企業長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 香川県広域水道企業団の職員の定年を段階的に引き上げることについて、暫定再任用制等の経過措置を導入する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能とするもののほか、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正されたことに伴い、関係条例について、引用している同法の条項を改める改正を行うこととした。
- 2 令和6年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和6年香川県広域水道企業団条例第5号）

- 1 水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴い、条例で引用している省令について、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める改正を行うこととした。
- 2 令和6年4月1日から施行することとした。